

愛西市一般会計から愛西市国民健康保険特別会計に対する  
国民健康保険事業費の繰出しに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、愛西市が設置する愛西市国民健康保険特別会計  
(以下「国保特別会計」という。)の国民健康保険事業費について、愛  
西市一般会計(以下「一般会計」という。)から国保特別会計への一時  
的な繰出し及び繰入れ等に関し必要な事項を定めるものとする。

(繰出額)

第2条 一般会計からの繰出額は、当該年度の予算の範囲内で定めるも  
のとする。

(償還)

第3条 繰出金の償還については、国保特別会計の毎年度の決算で生じ  
た剰余金の2分の1程度の額を決算年度の翌年度に一般会計へ繰り入  
れるものとする。ただし、この要綱の規定により、当該年度に一般会  
計から国保特別会計に繰出しを行う場合はこの限りでない。

(償還利率)

第4条 償還利率については、無利子とする。

(繰入申込)

第5条 一般会計より資金を繰り入れようとする国保特別会計の担当部  
長(以下「担当部長」という。)は、次の各号に掲げる書類を総務部  
長に提出するものとする。

- (1) 繰入申請書(様式第1号)
- (2) 愛西市国民健康保険特別会計財政安定化に関する計画書
- (3) 収支計画表
- (4) その他参考資料

(繰出の決定及び通知)

第6条 総務部長は、前条の繰入申込があったときは、申請書の内容を審査、検討し、繰入れの可否、繰入額について市長の決裁を受けるものとする。

2 総務部長は、前条の繰入申込があったときは、繰出承認決定通知書(様式第2号)又は繰出不承認決定通知書(様式第3号)により、当該担当部長に通知するものとする。

(事務の所掌)

第7条 一般会計からの繰出しの申込に係る事務については、保険年金課で行い、一般会計からの繰出しの決定及び通知に係る事務については、財政課で行うものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、一般会計からの繰出しその他の事務処理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年1月4日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

第 年 月 日  
号

総務部長 殿

（ 担当部長 ）

繰入申請書

下記のとおり繰り入れたいので、愛西市一般会計から愛西市国民健康保険特別会計に対する国民健康保険事業費の繰出しに関する要綱第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 繰入申請額  
金

円

2 関係書類

（1）愛西市国民健康保険特別会計財政安定化に関する計画書

（2）収支計画表

（3）その他参考資料

担当  
内線

様式第2号（第6条関係）

第 年 月 日 号

（ 担当部長 ） 殿

総務部長

繰出承認決定通知書

年 月 日 第 号で申請のあった 年度愛西市一般会計から愛西市国民健康保険特別会計に対する国民健康保険事業費の繰出しについては、愛西市一般会計から愛西市国民健康保険特別会計に対する国民健康保険事業費の繰出しに関する要綱第6条第1項の規定により、下記のとおり繰出しすることに決定されたので、同条第2項の規定により通知します。

記

1 繰出決定額  
金

円

担当  
内線

様式第3号（第6条関係）

第 号  
年 月 日

（ 担当部長 ） 殿

総務部長

繰出不承認決定通知書

年 月 日 第 号で申請のあった 年度愛西市一般会計から愛西市国民健康保険特別会計に対する国民健康保険事業費の繰出しについては、愛西市一般会計から愛西市国民健康保険特別会計に対する国民健康保険事業費の繰出しに関する要綱第6条第1項の規定により、下記のとおり不承認とすることに決定されたので、同条第2項の規定により通知します。

記

1 繰出不承認額  
金

円

担当  
内線